

平成30年12月17日
第1回果樹・有機部会

資料3

有機農業をめぐる事情

平成30年12月

農林水産省

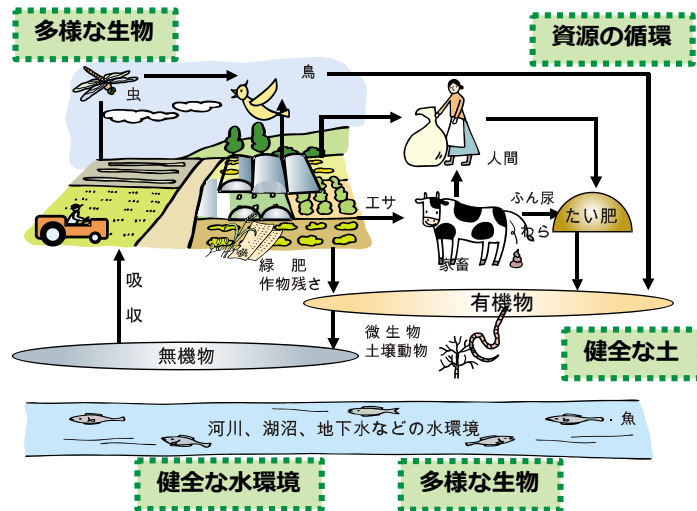
生産局農業環境対策課

1. 有機農業の位置づけ

- 有機農業は、生物の多様性、生物的循環及び土壌の生物活性等、農業生態系の健全性を促進し強化する全体的な生産管理システムであるとされ、国際的な委員会（コーデックス委員会）が作成した「ガイドライン」に、その「生産の原則」が規定されています。
- 我が国では、平成18年度に策定された「有機農業推進法」において、有機農業を「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。」と定義されています。

<食料・農業・農村基本法との関係>

- ✓ 食料・農業・農村基本法の以下の記述が、有機農業と関係しています。
(第4条) 農業については、食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能の重要性にかんがみ、**農業の自然循環機能**（注4）が維持増進されることにより、**その持続的な発展が図られなければならない。**
(第32条) 国は農業の自然循環機能の維持増進を図るため、**農薬及び肥料の適正な使用の確保、家畜排せつ物等の有効利用による地力の増進その他必要な施策を講ずる。**



<有機農産物とは>

有機農産物とは、化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培管理方法を採用したほ場において、

- ・ 周辺から使用禁止資材が飛来し又は流入しないように必要な措置を講じていること
- ・ は種又は植付け前2年以上化学肥料や化学合成農薬を使用しないこと
- ・ 組換えDNA技術の利用や放射線照射を行わないこと

など、コーデックス委員会のガイドラインに準拠した「有機農産物の日本農林規格」の基準に従って生産された農産物のことを指します。

この基準に適合した生産が行われていることを第三者機関が検査し、認証された事業者は、「有機JASマーク」を使用し、農産物に「有機〇〇」等と表示することができます（逆に、認証を受けていない農産物に「有機〇〇」等の表示を行うことはできません。）。



2. 有機農業の推進に関する法律・制度（有機農業推進法）

- 有機農業を推進するため、超党派による議員立法により「有機農業の推進に関する法律」（有機農業推進法）が平成18年12月に成立。
- 同法第6条に基づき、農林水産省では新たな「有機農業の推進に関する基本的な方針」（基本方針）を平成26年4月に公表。

第二条 定義

この法律において、「**有機農業**」とは、**化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業**をいう。

第四条 国及び地方公共団体の責務（概要）

国及び地方公共団体は、基本理念にのっとり、有機農業の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

第六条 基本方針

1. **農林水産大臣は、有機農業の推進に関する基本的な方針**（以下「基本方針」という。）**を定める。**
2. 基本方針においては、次の事項を定める
 - 一 有機農業の推進に関する基本的な事項
 - 二 有機農業の推進及び普及の目標に関する事項
 - 三 有機農業の推進に関する施策に関する事項
 - 四 その他有機農業の推進に関し必要な事項
3. 農林水産大臣は、**基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、**関係行政機関の長に協議するとともに、**食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。**
(以下略)

有機農業の推進に関する基本的な方針

現行の基本方針は、平成26（2014）年度からおおむね5年間を対象として、有機農業の推進に関する基本的な考え方、目標、推進施策等を記載。

有機農業の普及及び推進の目標(おおむね30年度)

- ① 我が国の耕地面積に占める **有機農業の取組面積の割合を倍増（1%）**
- ② 有機農業の**技術体系の確立**
- ③ 有機農業の**普及指導体制の整備**（全都道府県）
- ④ 有機農業に対する**消費者の理解の増進**
(有機農業を知る消費者の割合が50%以上)
- ⑤ 有機農業に関する**推進体制の整備**
(全都道府県と50%以上の市町村)

国（基本方針）



都道府県（推進計画）

(第七条) 都道府県は基本方針に即し、推進計画を定めるよう努める。

【参考】有機農業の推進に関する法律と有機農産物の日本農林規格

有機農業の推進に関する法律 (平成18年法律第112号)

(目的)

第一条 この法律は、有機農業の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、有機農業の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、有機農業の推進に関する施策を総合的に講じ、もって有機農業の発展を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「有機農業」とは、**化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。**

(基本理念)

第三条 有機農業の推進は、農業の持続的な発展及び環境と調和のとれた農業生産の確保が重要であり、有機農業が農業の自然循環機能（農業生産活動が自然界における生物を介する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。）を大きく増進し、かつ、農業生産に由来する環境への負荷を低減するものであることにかんがみ、農業者が容易にこれに従事することができるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 有機農業の推進は、消費者の食料に対する需要が高度化し、かつ、多様化する中で、消費者の安全かつ良質な農産物に対する需要が増大していることを踏まえ、有機農業がこのような需要に対応した農産物の供給に資するものであることにかんがみ、農業者その他の関係者が積極的に有機農業により生産される農産物の生産、流通又は販売に取り組むことができるようにするとともに、消費者が容易に有機農業により生産される農産物入手できるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 有機農業の推進は、消費者の有機農業及び有機農業により生産される農産物に対する理解の増進が重要であることにかんがみ、有機農業を行う農業者（以下「有機農業者」という。）その他の関係者と消費者との連携の促進を図りながら行われなければならない。

4 有機農業の推進は、農業者その他の関係者の自主性を尊重しつつ、行われなければならない。

(以下略)

有機JAS制度

1. 概要

日本農林規格等に関する法律に基づき、「有機農産物の日本農林規格」に適合する生産が行われていることを農林水産大臣の登録を受けた認証機関が検査し、その結果認証された事業者のみが「有機JASマーク」を使用可能とするもの。「有機JASマーク」のあるものでなければ「有機農産物」等の名称を表示できない。

2. 有機農産物の日本農林規格（平成12年1月20日農林水産省告示第59号）

(1) 生産の原則

農業の自然循環機能の維持増進を図るため、

- ① 化学合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、
土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させること
- ② 農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培管理方法を採用したほ場において生産すること

(2) 基準（主要なもの）

- 堆肥等による土作りを行い、は種又は植付け前2年以上（多年生の作物の場合は3年以上）、使用が禁止された農薬、肥料、土壌改良資材を使用していないほ場で栽培
- 遺伝子組換え技術を使用しない
- ほ場等由来の堆肥又は周辺に生息する生物の機能の活用のみによって、土壌の性質に由来する農地の生産力を維持増進（例外的な場合に使用できる農薬、肥料、土壌改良資材は限定）
- 収穫後の農産物への遺伝子組換え農産物や慣行農産物の混入を防止 など

(3) 表示

有機農産物の名称の表示は、「有機農産物」、「有機栽培農産物」、「有機○○」、「オーガニック○○」などに限定

(4) その他

格付担当者が生産行程等を確認し、基準に適合している場合に農産物に有機JASマークを表示

3. 有機認証制度の相互承認

有機認証について他国の制度を自国の制度と同等と認め、相手国の有機認証を自国の有機認証として取り扱う国家間の取決め。現在、EU、米国、カナダなどと相互承認をしている。

3. 有機農業の推進に関する基本的な方針①

(平成19年4月農林水産大臣決定、平成26年4月変更)
 ※ 現方針の対象期間は、平成26年4月から概ね5年間

○ **基本方針** = 有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号：以下「法」と記載）第6条第1項の規定に基づき **農林水産大臣が決定**

○ **基本方針の構成** = 法第6条第2項の規定に基づき以下を規定

1. 有機農業の推進に関する **基本的な事項**
2. 有機農業の **推進及び普及の目標**に関する事項
3. 有機農業の推進に関する **施策**に関する事項
4. その他有機農業の推進に関し **必要な事項**

1. 有機農業の推進に関する **基本的な事項**

法第三条（基本理念）の各事項に対応した、以下①～⑤の推進について記載

項目	推進内容
① 農業者が有機農業に容易に従事できるように するための取組推進	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 地域の気象・土壌条件等に適合した 技術体系の確立・普及、有機農業の取組を対象とする 各種支援施策を充実・活用 ➢ 先進的な有機農業者による 就農相談や研修受入の拡大、新規就農者の 経営計画の作成支援
② 農業者その他の関係者が有機農業により生産される農産物の生産、流通又は販売に積極的に取り組めるように するための取組推進	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 有機農業に関する 技術体系の確立・普及 ➢ 有機農業を対象とする 各種支援施策の展開 ➢ 有機農業者等と、流通業者、販売業者又は実需者その他が連携・協力し、実需者等のニーズに即した広域流通や、地産地消等の地域内流通を推進
③ 消費者が容易に有機農業により生産される農産物を入手できるように するための取組推進	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 有機農業により生産される農産物の 生産量・流通量の増加 ➢ 多様な販売機会の設定 ➢ 有機農産物の生産、流通、販売又は消費の 情報の受発信支援 ➢ 有機農産物等の 表示への理解増進、有機農産物等の 適正な表示の確保による消費者の有機農産物等に対する 信頼確保
④ 有機 農業者 その他関係者と 消費者 との 連携促進	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 食育、地産地消、産消提携、農業体験学習又は都市農村交流等の取組を通じて、消費者と有機農業者その他の関係者との 交流・連携が促進されるよう取り計らう
⑤ 農業者その他関係者の 自主性の尊重	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 地域の実情や農業者その他の関係者の意向への配慮がないままに、有機農業により生産される農産物の生産、流通又は販売に係る 各種取組が画一的に推進されることのないよう留意

2. 有機農業の **推進及び普及の目標**に関する事項

下記の5つの目標を設定（①のみ平成26年度の変更で追加。目標年はH30年度）

項目	目標
① 有機農業の拡大	我が国の耕地面積に占める 有機農業の取組面積の割合を倍増（0.4%→1%）
② 有機農業に関する 技術の開発・体系化	都道府県において 、主要な作物を対象に 有機農業の技術体系を確立 。
③ 有機農業に関する 普及指導の強化	都道府県は 、有機農業に関する 普及指導体制の整備率を100%とする 。
④ 有機農業に対する 消費者の理解の増進	有機農業を知る 消費者の割合を50%以上とする 。
⑤ 都道府県等における 有機農業の推進体制の強化	都道府県では 、各種団体で構成する有機農業の推進を目的とする 体制の整備率を100%とする 。 市町村では 、就農相談先を設ける等の 体制を整備率を50%以上とする 。

3. 有機農業の推進に関する基本的な方針

(平成19年4月農林水産大臣決定、平成26年4月変更)
 ※ 現方針の対象期間は、平成26年4月から概ね5年間

3. 有機農業の推進に関する施策に関する事項

項目	施策の内容
有機農業者等の支援	<p>新たに有機農業を行うおうとする者の支援</p> <p>国及び地方公共団体は、以下に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 就農相談、各種研修機会の拡大、新規就農者等のための経営計画の作成支援、就農希望者の研修 ➢ 職員及び農業団体の職員の資質の維持・向上
	<p>有機農業の取組に対する支援</p> <p>国及び地方公共団体は、以下に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 堆肥等の生産・流通施設その他の共同利用機械・施設の整備の支援、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」の策定及び実施の指導・助言、農業改良資金の貸付け支援、環境保全型農業直接支払による支援 <p>国は、以下に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 有機農業を核とした地域振興の計画達成に必要な支援、有機農業に関する技術実証、技術習得支援 <p>国及び都道府県は、以下に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 有機の種子又は苗等の確保のための採種技術等の講習、優良な取組の情報発信
	<p>農産物の流通・販売面の支援</p> <p>国及び地方公共団体は、以下に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 販路確保支援、意見交換・商談等の設定 ➢ 有機JASや生産情報公表農産物等の知識の習得及び制度の活用、有機農産物等の取扱いの拡大働きかけ ➢ 有機JAS認証の取得手続の簡素化等の検討、消費の創出・拡大支援
技術開発等の促進	<p>有機農業に関する技術の研究開発の促進</p> <p>国及び地方公共団体は、以下に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 技術体系の確立、新技術の実証試験の実施、研究課題の設定・推進、技術ニーズの把握、試験研究への反映
	<p>研究開発の成果の普及の促進</p> <p>国及び地方公共団体は、以下に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 普及指導センターを中心とした有機農業者への研究開発成果の普及、普及指導員等に対する研修や提供情報の充実
消費者の理解と関心の増進	<p>国及び地方公共団体は、以下に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 知識の普及啓発、農産物の情報の提供、優良な取組の顕彰及び情報の発信、表示ルール等に関する消費者への普及啓発
有機農業者と消費者の相互理解増進	<p>国及び地方公共団体は、以下に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 児童・生徒や都市住民等と有機農業者との理解推進、優良な取組の顕彰及び情報の発信
調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 国による調査の実施(生産、流通、販売、消費の動向等の基礎的な情報、技術の開発・普及の動向、社会的・経済的効果等)
国及び地方公共団体以外の者が行う有機農業の推進支援	<p>国及び地方公共団体は、以下に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 民間団体等への情報提供等の支援、相談窓口等の体制の整備、優良な取組の顕彰及び情報発信
国の地方公共団体に対する援助	<p>国は、都道府県に対し、以下に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 情報提供等の支援、関連施策の策定及び実施に関する必要な指導及び助言 ➢ 地方公共団体の職員が総合的な知識を習得できる研修の実施

4. その他の有機農業の推進に関し必要な事項

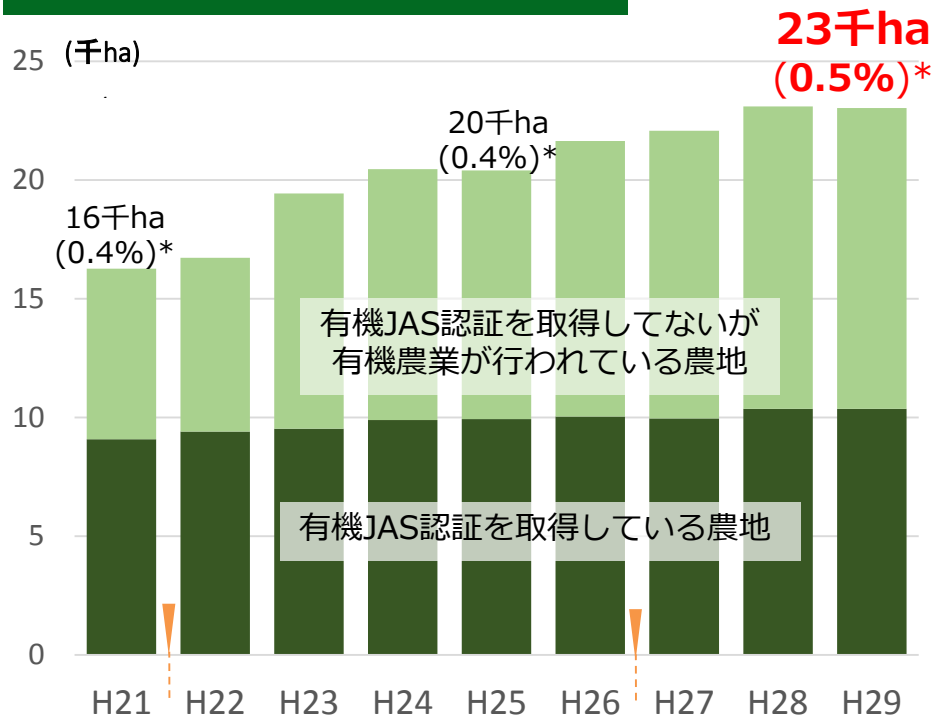
関係機関・団体との連携・協力体制の整備	<p>国は、以下に努め、地方公共団体に対し同様の体制を整備するよう働きかける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 関係機関の連携を確保する体制の整備、農業者、実需者、消費者、民間団体、行政機関等で構成される推進体制、研究機関、農業者、地方公共団体等が参画する意見交換等の場の設定 <p>国は、以下に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 有機農業に関するアドバイザーの導入についての検討
有機農業者等の意見の反映	<p>国及び地方公共団体は、以下に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 施策の策定にあたり、有機農業者等の意見の把握、反映 <p>国は、以下に努め、地方公共団体に対し同様の体制を整備するよう働きかける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 生産、流通、販売、消費の動向の把握、施策の検討を行う体制の整備
基本方針の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 当該基本方針については平成26年度からおおむね5年間を対象として定めるものとする。

① 有機農業の推進に関する 基本方針の推進状況

4 - 1. 有機農業の普及及び推進の目標の達成状況 (取組面積)

項目	目標	状況
① 有機農業の取組面積割合	全耕地面積の1%	0.5%

有機農業の取組面積* (全国合計)

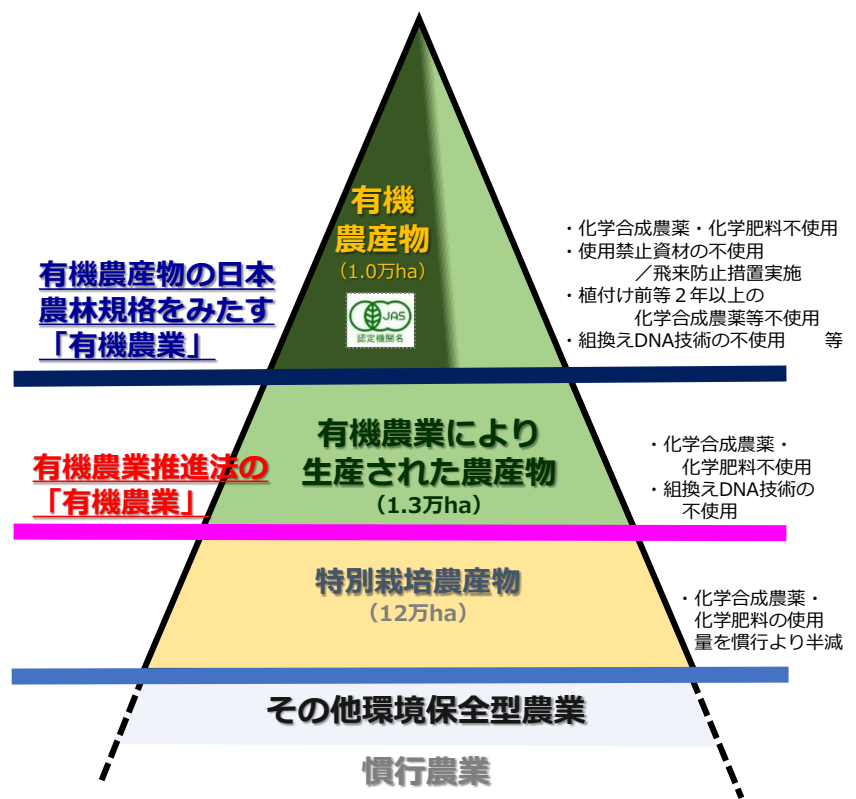


• () 内の数字は各年度における我が国の耕地面積に占める有機農業取組面積の割合。

※ 有機JAS認証取得農地面積は食品製造課調べ。有機JASを取得していない農地面積は、農業環境対策課による推計 (注: 有機JASを取得していない農地面積は、H21年、22~26年、27~29年度で調査・推計方法が異なる。また、都道府県ごとにも集計方法が異なる。)

※※ H30年度の有機農業の取組面積にかかる実態調査 (農業環境対策課実施) の結果、複数の県で、H27年度以降の「有機JASを取得していない農地面積」が修正されたため、H30年12月より、H27年度以降の有機農業の取組面積合計値を修正。

- 有機JAS認証を取得している農地
- 有機JAS認証を取得していないが有機農業が行われている農地

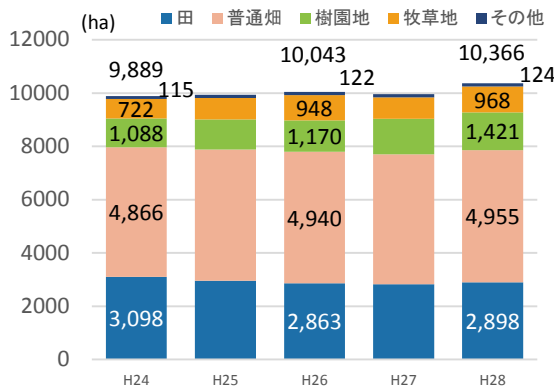


4-2. 有機JAS認証取得農地の取組面積

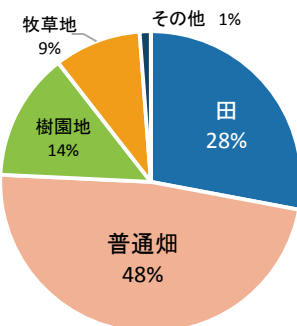
- 有機JAS取得農地の地目別の割合は、近年大きな変動はなく、H28年では約30%が田、約50%が普通畑、約15%樹園地、約10%が牧草地となっている。
- 有機JASを取得している農地は、北海道の普通畑が全体の約2割を占め最大。東北や北陸では田が多く、東京近郊は普通畑が、西日本は普通畑や樹園地が多い。
- 都道府県別では、田では、全耕地のうち有機JASを取得している農地の割合は最大でも0.3%程度。他方、普通畑や樹園地では全耕地の1.0%以上で有機JASを取得している府県も存在（島根県の普通畑では3.0%以上が有機JASを取得）。

有機JAS取得農地の地目別の面積割合（全国）

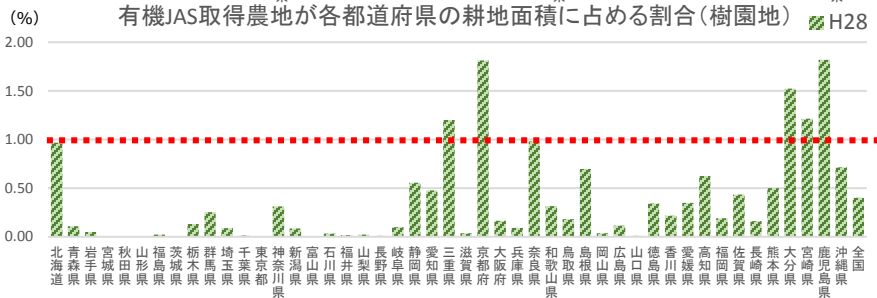
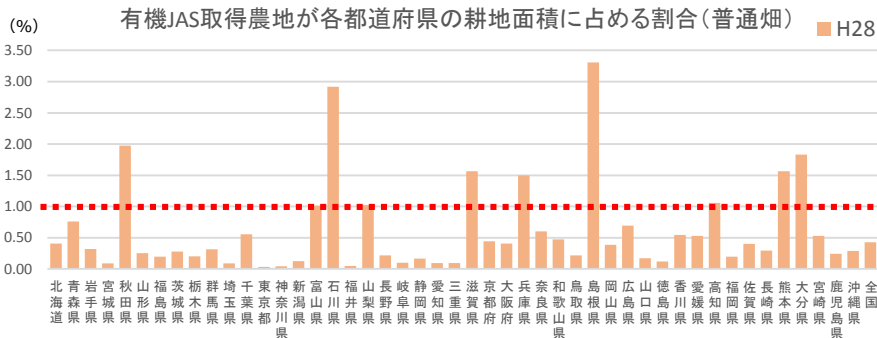
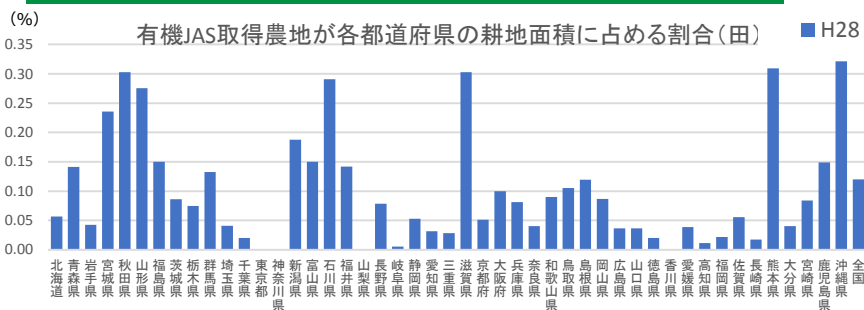
▼ 有機JAS取得農地の地目別面積の推移



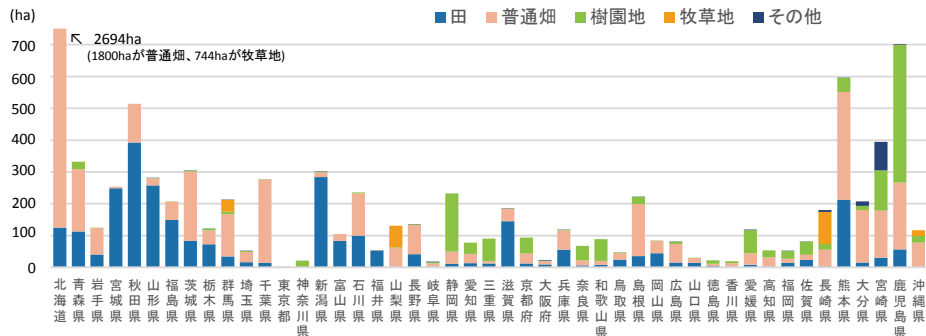
▼ 平成28年度有機JAS取得農地の地目別面積割合



有機JAS取得農地の地目別の面積（H28 地目別）



有機JAS取得農地面積(H28 各県別)



出典：全て農林水産省HP 「有機農産物等の格付実績及び有機ほ場の面積」